

---

# 急傾斜地崩壊対策事業について

---

大阪府 都市整備部  
河川室 ダム砂防課

# 目 次

## 急傾斜地崩壊対策事業について

- I. 急傾斜地法の制定と事業の経過
- II. 国、府、市町村の役割（現状）
- III. 全国の負担金徴収の現状
- IV. 急傾斜地法と土砂災害防止法の区域の考え方
- V. 他法令での負担に関する記述
- VI. 急傾斜地崩壊事業の権限移譲
- VII. 平成23年9月議会
- VIII. 府と市町村の財政状況【参考】

# I. 急傾斜地法の制定と事業の経過

## 急傾斜地崩壊対策事業とは何か（地域・住民のための）

### ●法の目的

- ・急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする

### ●生命の保護は、急傾斜地の所有者・利用者というよりは、むしろ周辺の第三者の人命であって、第三者への危険即ち公益の侵害が起ることを防止することに主たる目的がある。

### ●国会での審議（昭和44年 衆参建設委員会で審議）

○少数であってもとにかく人命を守るということを目的にした法案（建設省河川局長答弁）

## 急傾斜地法制定（S44）

### ●急傾斜地崩壊対策事業の経緯

昭和42年度から予算補助の制度により事業を開始

○昭和42年7月の西日本豪雨により甚大な被害を受け、相次ぐがけ崩れ災害に対処するため、移転適地がなく、がけの所有者が防災工事をするのが困難、不適當な箇所での崩壊の危険度が高く人家戸数の多いところを対象とした。（自然がけを対象）

○採択対象の変化・・・保全人家50戸(s42~) ⇒ 20戸(47~) ⇒ 10戸(s51~)

### ●受益者負担金の趣旨（急傾斜地法23条）

工事が施行された結果、一部の特定の者が一般的な利益をはるかに超えた特別の利益を享受する場合がある。一般納税者の負担において行われることに鑑み、受益者負担制度が設けられた(S42.10.25建設省通達)

【現状】全国都道府県で、急傾斜地法による徴収事例なし

### ●負担割合の変遷

○公共関連20%(S42~47)⇒10%(S48~H2)⇒現行の負担割合(H3~)（国通達）

区 分	内 容	受益者 負担割合 (%)
一 般	下記以外のもの	20
大 規 模	高さ30m以上	20⇒10
公 共 関 連	公共道路及び 鉄道施設等	20⇒10
大規模その他	高さ30m以上かつ避難等	20⇒ 5

### ●急傾斜地法の制定（昭和44年7月1日）

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」制定

有害行為の規制、警戒避難体制の整備など総合的、抜本的な法制度が必要なことから制定。

## Ⅱ. 国・大阪府・市町村の役割（現状）

【国】 都道府県に対し工事に要する費用のうち受益者負担分を除く費用の2分の1以内を補助  
(急傾斜地法施行令第4条)

【府】 事業主体。工事に要する費用のうち受益者負担分を除く費用の2分の1と受益者負担額を負担

【市町村】 地元要望書を知事に提出。市町村の負担金は無し  
(事業の実施は可能だが、国庫補助対象としていない。)

### ●事業費の構成

国費 40% (45%) [47.5%]	★受益者負担金 20% (10%) [5%] 大阪府で負担
府費 40% (45%) [47.5%]	

参考：H23年度当初予算【330百万円】

(内訳) [ 国費：144百万円  
府費：144百万円 (起債充当可)  
(受益者分) 42百万円 (※すべて一般財源) ]

# Ⅲ. 全国の負担金徴収の現状

○急傾斜地法に基づき、受益者負担金を徴収（条例を制定）している都道府県はない。

○多くの都道府県が地方財政法第27条に基づき市町村負担として徴収している。

## ● 47都道府県の現状

- ・ 受益者（住民）から直接徴収 → 0 都道府県
- ・ 徴収しない（都道府県が負担） → 5 道府県  
※大阪府、北海道、富山県、福岡県、沖縄県
- ・ 市町村から徴収 → 42 都府県



## ● 42都府県で徴収している1150市町村の現状

- ・ 市町村負担のみ → 869市町村
- ・ 受益者（住民）の負担あり → 281市町村

【受益者負担金の全国アンケートから】

## ○急傾斜地法に基づく条例を制定していない主な理由

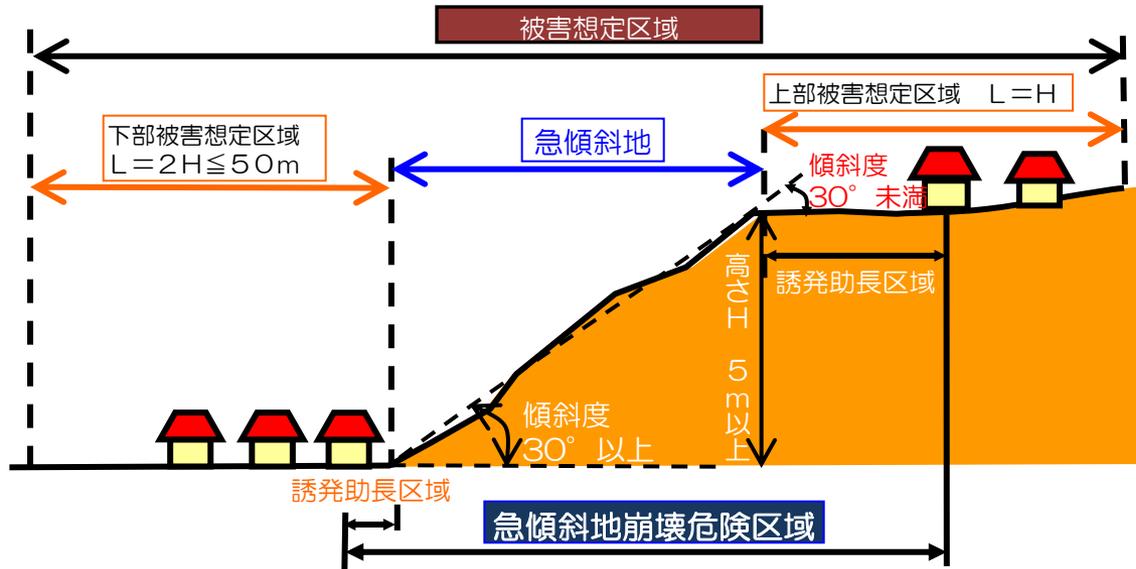
- ・ 受益範囲の特定や負担割合、徴収方法の確立などが困難
- ・ 受益者に代わって、関係市町村から受益者負担金相当額を徴収する協定を締結している
- ・ 著しい利益、受益者の範囲等が法令等で明確になっておらず、特定できないため個人から徴収していない
- ・ 負担金を徴収しない代償として、対策施設に係る用地について寄付を受けている

# IV. 急傾斜地法と土砂災害防止法の区域の考え方

## 急傾斜地法

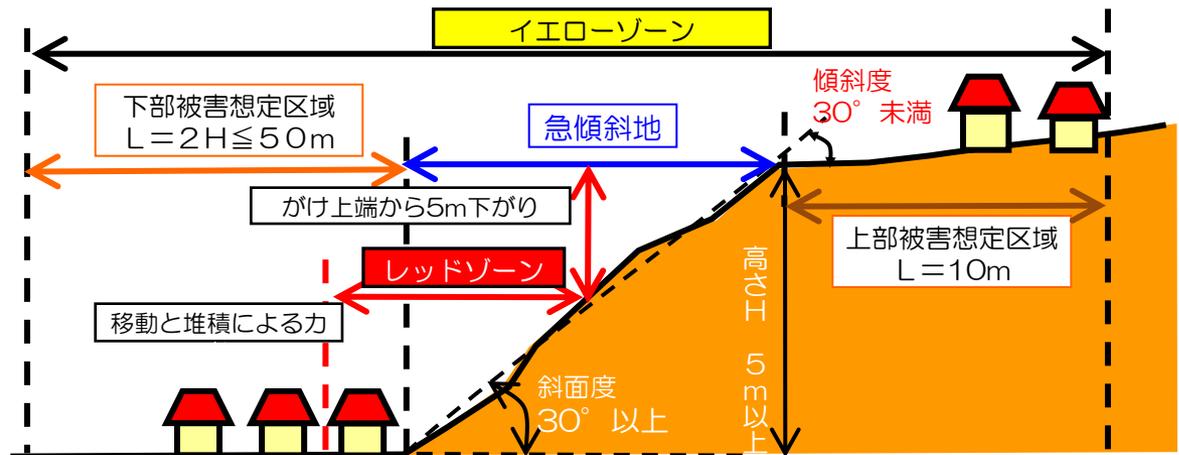
崩壊危険区域

傾斜度 30° 以上  
ガケ高 5m 以上  
人家 5戸 以上



## 土砂災害防止法

- 特別警戒区域 (Rゾーン)
- 警戒区域 (Yゾーン)



■ 受益範囲特定や受益割合の判断が困難であり、公平な徴収方法が明確にできない  
 ・ 崩壊土砂の到達範囲や人家への影響（全部か一部かかるのかなど）

# V. 他法令での負担に関する記述

## 他法令での負担金

**【公共団体の負担】 砂防法（法第15条）**  
砂防指定地の管理等に要する費用の一部を市町村に負担させることができる。

**【市町村の分担金】 道路法（法第52条）**  
市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、費用の一部を負担させることができる。

**【受益者負担金】 河川法（第70条）**  
**道路法（第61条）**  
**地すべり等防止法（第36条）**

著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

## 急傾斜地崩壊対策事業のみ、国が負担金の徴収を規定している理由

- 急傾斜地の崩壊によって被害を受ける箇所が極めて限定され、崩壊と被害の因果関係が明確であるといえるなど、他の事業に比べ、比較的受益者が明確である。
- 昭和42年の事業制度創設より受益者負担割合が、国の通達で定められている。
- 法律制定時の考え（S44 衆参建設委員会審議）
  - Q) 住民が受ける利益や、がけの危険、がけからの距離などによって、まちまちになっている。公平な負担金を決めることは非常に難しいと思う。受益者負担というのは、実際問題あてに出来るのでしょうか。
  - A) 市町村において、直接個人から取る場合には、市町村に負担をしてもらうこともあり得る法律のねらいそのものが、広い地域の国土保全という立場じゃなく、直接特定の限られた地域に、特定の個人に対する災害防除、人命の保護ということを狙いとしている。そういう立場から特に受益が明らかである、受益が大きいというものにつきましては、建前としては受益負担を取るべき  
(参議院建設委員会 Q:宮崎正義委員 A:建設省河川局長)

# VI. 急傾斜地崩壊対策事業の権限移譲

## ■国の動き

### 全国知事会地方分権推進特別委員会

○分野別PTからの検討状況のまとめ（H19.7に提出）

【内容】自治事務である急傾斜地崩壊対策事業については、基本的に市町村に移譲すべき。

【国の回答】（H19.9.13）

市町村への権限移譲については、技術者や技術力不足のため不適切。但し、事務は可能

## ■大阪府の動き

「大阪発地方分権改革ビジョン」を策定（H21.3）

○市町村に対する権限移譲、体制整備

○府補助金の交付金化

○権限移譲実施計画（案）策定（H22.3）

都計法の開発許可・宅地造成工事の許可

農用地区域内開発行為許可等を市町村に移譲

「関西広域連合設立」（H22.12）

## ■他の都道府県の動き

都道府県名	権限移譲対象事務	対象
広島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕（平成18年度以降順次移譲）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○「県の事務を市町が処理する特例を定める条例」を制定                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・待受け擁壁と斜面間の堆積土砂除去</li> <li>・草刈・伐木作業</li> <li>・水路の堆積物除去</li> <li>・急傾斜崩壊危険区域標識の補修や更新</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■急傾斜地崩壊防止区域の許可権限（受付事務のみ）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○「県の事務を市町が処理する特例を定める条例」を制定</li> </ul> </li> </ul>	市町村 23 （現在、移譲 20）
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■急傾斜地崩壊防止区域の許可権限                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方自治法252条の17の2（条例による事務処理の特例）に基づき「市町村への権限移譲の推進に関する条例」を制定し平成17年度以降順次移譲</li> </ul> </li> </ul>	市町村 23 （現在、移譲 14）

## Ⅶ. 平成23年9月議会（前半）における答弁

### 平成23年9月議会

#### 代表質問

○治水・土砂災害防止対策の今後の取り組み方の考え方について。

#### 知事答弁

- 施設の保全・整備による「防ぐ」施策を着実かつ計画的に推進するとともに、避難訓練の実施等「逃げる」施策や土地利用規制等の「凌ぐ」施策を推進。
- 急傾斜地崩壊対策事業は、施策の効果のエリアが市町村をまたがるような広域という訳ではないので、基礎自治体の負担というものを考え、他の基礎自治体との公平性も考えなければならない。
- 広域行政と基礎自治体の役割分担の観点から、共同事業という形で、市町村にも一定の負担を求めるような形の解決策や制度設計がないものか、今後議論させていただきたい。

#### 一般質問

- 急傾斜地崩壊対策事業の負担を基礎自治体に求めると非常にしんどいものとなる。
- 今までと同様に府が責任を持って、この事業を行うべきと考えるが如何。

#### 知事答弁

- 講じた対策とその効果の範囲が広ければ広域、講じた対策の効果がその真ん前のとことの限られた領域ということであれば基礎自治の領域というような考えはある。
- 今後、学識経験者等による検討会の中で費用負担などについて、しっかり検討。
- 人家が多いかどうかよりも、講じた対策の効果の範囲がどこまでなのかというような視点で、広域行政と基礎自治の役割というものを明確化していかなければならない。

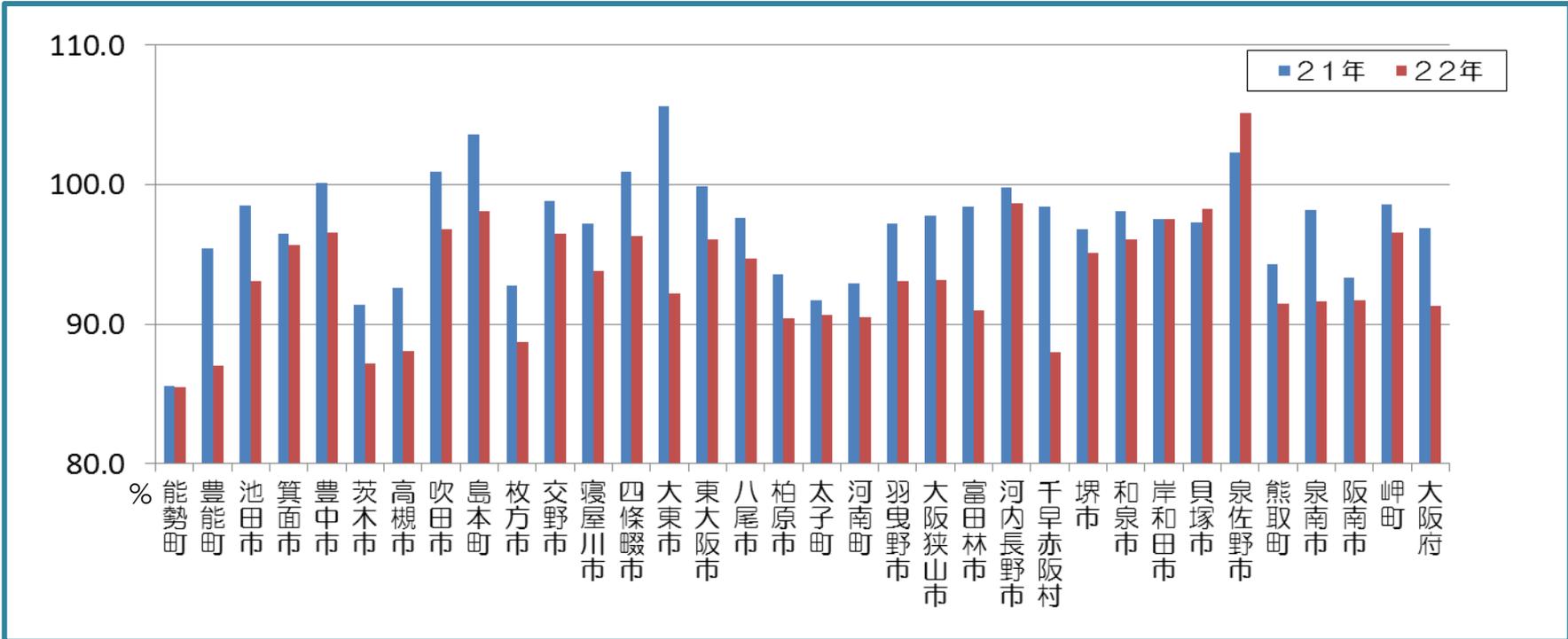
# VIII. 府と市町村の財政状況

## 経常収支比率

地方自治体の財政の弾力性を示す指標

「経常収支比率」とは、府税や地方交付税など毎年経常的に収入される使途の制限のない一般財源が、人件費や扶助費、公債費など毎年固定的に支出される経常的歳出にどの程度充当されているかを示す比率

## 経常収支比率



## 市町村の普通会計

- 平成22年度 市町村（政令市除く）
  - 実質収支は7年連続の黒字、前年度より3.3%改善
  - 扶助費、公債費、投資的経費は増加したものの、歳入の増や人件費の減により実質収支の黒字額は大幅に増加した
  - 赤字団体は、泉南市、忠岡町が黒字に転じた一方、泉佐野市が赤字となったため団体数は1団体減少したが、赤字額は増加した

## 大阪府の普通会計

- 平成22年度
  - 実質収支は3年連続の黒字、前年度より5.6%改善
  - 地方交付税等の増加、府税収入の減少、人件費の抑制
- 将来負担比率
  - 地方債残高が多いため将来負担すべき負債は、類似府県平均を上回る規模である